

[事業者の皆様へお知らせ]

中部森林管理局

林野庁における発注者綱紀保持対策について

- 1 林野庁では、最近の談合問題の発生に鑑み作成された「農林水産省発注者綱紀保持マニュアル」を受けて、林野庁独自で運用する「林野庁発注者綱紀保持マニュアル」を作成し、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を強化することといたしました。
- 2 林野庁発注事務については、今後は、このマニュアルに基づいて、事業者の皆様に対する応接場所の制限、原則として複数の職員での対応、「不当な働きかけ」があった場合の公表など、以下の取組を実施することになります。

事業者の皆様におかれましては、林野庁における発注者綱紀保持のための取組の趣旨をご理解いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

発注者綱紀保持マニュアルによる主な取組

(1) 事業者の皆様との応接方法について

- ① 執務室への自由な出入りを制限し、受付カウンターや応接スペース等で対応します。
- ② 複数の職員により対応します。

(2) 不当な働きかけの記録・公表について

対面、郵送、電話等の手段に関わらず、次のような不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容を記録し、農林水産省又は各森林管理局の発注者綱紀保持委員会に報告します。

さらに、発注者綱紀保持委員会が調査分析の上、不当な働きかけと認めた場合には、働きかけの日時、不当な働きかけを行った者の氏名等及び働きかけの内容を公表します。

- ① 有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において指名又は指名しないことの依頼
- ③ 受注すること又は受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながる
おそれのある依頼又は情報聴取

なお、「林野庁発注者綱紀保持マニュアル」については、当局ホームページ「[「発注者綱紀保持」に関するお知らせ](#)」をご覧下さい。